

令和3年第3回九戸村議会定例会

令和3年9月9日(木)

午前10時 会議

◎議事日程(第2号)

- | | | | | |
|------|------|---|-------|----|
| 日程第1 | 一般質問 | 1 | 桂川俊明 | 議員 |
| | | 2 | 中村國夫 | 議員 |
| | | 3 | 保大木信子 | 議員 |
| | | 4 | 久保えみ子 | 議員 |
| | | 5 | 山下勝 | 議員 |

◎出席議員（12人）

| | | | | | | | |
|----|-----|-----|---|-----|-----|-----|---|
| 1番 | 古 舘 | 巖 | 君 | 7番 | 保大木 | 信 子 | 君 |
| 2番 | 川 戸 | 茂 男 | 君 | 8番 | 岩 渕 | 智 幸 | 君 |
| 3番 | 坂 本 | 豊 彦 | 君 | 9番 | 渡 | 保 男 | 君 |
| 4番 | 大 崎 | 優 一 | 君 | 10番 | 山 下 | 勝 | 君 |
| 5番 | 中 村 | 國 夫 | 君 | 11番 | 桂 川 | 俊 明 | 君 |
| 6番 | 久 保 | えみ子 | 君 | 12番 | 櫻 庭 | 豊太郎 | 君 |

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

| | | | | |
|---|---------------|-----|-------|---------|
| 村 | 長 | 晴 山 | 裕 康 | 君 |
| 副 | 村 | 長 | 伊 藤 | 仁 君 |
| 教 | 育 | 長 | 岩 渕 | 信 義 君 |
| 総 | 務 課 | 長 | 大 向 | 一 司 君 |
| 移 | 住 定 住 担 当 課 | 長 | 川 原 | 憲 彦 君 |
| 子 | 育 て 支 援 担 当 課 | 長 | 浅 水 | 涉 君 |
| 会 | 計 管 理 者 | | 吉 川 | 清 一 郎 君 |
| 兼 | 税 務 住 民 課 | 長 | | |
| 保 | 健 福 祉 課 | 長 | 杉 村 | 幸 久 君 |
| 産 | 業 振 興 課 | 長 | 中 奥 | 達 也 君 |
| 地 | 域 整 備 課 | 長 | 関 口 | 猛 彦 君 |
| 教 | 育 次 長 | | 坂 野 上 | 克 彦 君 |
| 地 | 域 整 備 課 主 幹 | | 上 村 | 浩 之 君 |
| 兼 | 水 道 事 業 所 長 | | | |

◎職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

| | |
|-------------|---------|
| 事 務 局 長 | 大久保 勝 彦 |
| 事 務 局 長 補 佐 | 野辺地 利 之 |

◎開議の宣告（午前 10 時 00 分）

○議長（櫻庭豊太郎君） おはようございます。

ただ今の出席議員は 12 人です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（櫻庭豊太郎君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎一般質問

○議長（櫻庭豊太郎君） これから、本日の議事日程に入ります。

日程第 1、一般質問を行います。

本日の一般質問者は、5 人であります。

はじめに、11 番、桂川俊明君の質問を許します。

11 番、桂川俊明君

（11 番 桂川俊明君登壇）

○11 番（桂川俊明君） 議長のお許しをいただきましたので、事前に通告しておりました質問内容に沿って質問に入らせていただきます。

まず、はじめに新型コロナウイルスワクチン接種状況について、伺います。

新型コロナウイルスが猛威を振るい始めてからすでに 1 年以上が経過しました。こんなに長く続くとは 1 年前に誰が予想できたでしょうか。今や変異型ウイルスがまん延し始め、3 回接種の必要性も出ており収束が予想できない状況です。

村政調査会、村長行政報告での報告もございましたが、改めて伺います。

本村のワクチン接種状況ですが、計画に対し現在の進捗状況はどのように進んでいるのでしょうか。また、村民の何割の方が接種を終えているのか伺います。

2 点目ですが、就職活動、大学受験等を控えている高校生の接種状況ですが、近隣の市では夏休み中に集団接種を行ったと聞いておりますが、本村は個別接種としておるようですが、どのように進んでいるのでしょうか。伺います。

3 点目ですが、未だ接種券が送られてきていないとの村民の声があります。

県内の市町村では 11 月の終了予定を発表しているところもあります。本村のワクチン接種の終了はいつ予定しているのでしょうか、伺います。

以上、3 項目について、村長からお伺いいたします。

○議長（櫻庭豊太郎君） 村長

（村長 晴山裕康君登壇）

○村長（晴山裕康君） お答えします。

まず、ワクチン接種計画でございますが、私は、今回の病原菌がワクチンも治

療薬もない「新型コロナウイルス」であるために、1年での収束は困難であろうとの予見は持っておりました。職員にもその旨は伝えて、対策は考えておくようにというふうに指示をしていたところでした。そして、地球環境の変貌によりまして、自然界に留め置かれていた「未知のウイルス」というものが次々と出てくるだろうと予測する識者の方もおられます。したがって、今回の状況が再現される可能性も低いものではないだろうとも思っております。

さて、新型コロナウイルスワクチン接種の進捗状況に関しましては、先ほどおっしゃったように、行政報告でも触れさせていただきましたが、高齢者対象の集団接種をほぼ終えまして、8月からは二戸市及び一戸町の民間医療機関においての個別接種に切り替わっております。

国で整備する「ワクチン接種記録システム」によりまして、9月7日現在、一昨日でございますが、1回目の接種を終えられた方は2,989人で、接種率にいたしますと57.4%、2回目の接種を終えられた方は2,538人で、接種率は48.8%というふうになっております。

このうち、高齢者の皆さまの接種率は、1回目が90.9%、2回目が89.5%でございます。高齢者以外の対象者は、1回目が25.4%、2回目が12.9%という状況でございます。

高校生への接種に関しましては、集団接種では個々の意向が必ずしも尊重されず、いわゆる同調圧力というものを生みがちであること等の理由から、本村では個別接種の優先枠というものに追加する形をとりまして、8月12日に接種券を発送したところでございます。

接種の状況につきましては、幼少期からの、かかりつけ医療機関等での接種が中心となっているものと思われませんが、8月31日時点で、約6割の生徒が接種済、もしくは予約済というふうになってございます。

またワクチン接種の終了時期でございますが、ワクチン接種のいま現在の進捗でございますと、現在、予約時の混乱を避けるために、優先接種対象者を除いては、年齢段階的に接種券の発送と予約受付を拡大しておりますが、個別接種だけでは思うように接種が進まない可能性がございますので、二戸医師会の協力と他市町との連携の下、集団接種も設定しながら、国が想定する11月末までの接種完了を目指したいというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（櫻庭豊太郎君） 11番、桂川俊明君

○11番（桂川俊明君） ご答弁ありがとうございます。

かつてないほど、村民の多くの方々が不安を感じていると思います。

今後、ワクチンの接種状況等、最新の情報を随時発信していただくことを望み、次の質問に入らせていただきます。

農業振興について、伺います。

新型コロナは、農業にも大きく影響しております。本村は、中山間地域です。中山間地域での規模拡大で効率を上げていくには厳しい状況にあると思います。法人化や大規模化、6次化による経営の工夫を否定するわけではありませんが、小規模な農家が持続可能となるための方法や施策をもう一度しっかり考えていくべきではないでしょうか。

コロナ禍、若者の田園回帰志向が強まっていると言われております。農山村の豊かな文化や自然の中でライフワークバランスを考え、持続可能な心豊かな生活を送ることのできることを望んでいるとのこと。

本村の農業を維持し、発展させていくには、ナインズファームの役割は最も大事だと思います。本村の地域にあった農業、それに合わせた技術の向上、そして中山間地域に合ったスマート農業の導入等々、ナインズファームが率先して取り組み、農家の手本となり普及していくことが必要と思いますが、村長の見解を伺います。

2点目ですが、50年続いた減反政策が平成30年に廃止され、農家の所得に大きく影響を及ぼしました。

国では、経営所得安定対策の戦略作物として、麦・大豆・飼料用米等を奨励し、水田フル活用に向けた支援を行ってきました。本村の休耕田は、平成29年度7.7ヘクタールから令和2年度は6.6ヘクタールとなり、1.1ヘクタール改善されてきております。さらなる改善を行い、持続可能な農業を進めていくためにも村独自の支援を行う必要があると思いますが、村長の見解を伺います。

3点目ですが、農地の基盤整備は、これまで国の施策は大規模な基盤整備を主に進め支援してきたと思います。

中山間地の本村は、大規模な基盤整備は厳しい状況です。村の農林業振興対策事業の補助金は、個人負担分が3割で基盤整備を行うには重い負担となっております。持続可能な農業を進めるためにも個人負担割合を軽減していく必要があると思いますが、村長の見解を伺います。

以上、3項目について、ご答弁願います。

○議長（櫻庭豊太郎君） 村長

（村長 晴山裕康君登壇）

○村長（晴山裕康君） お答えします。

本村に限らず、日本の農業の現場では、依然として人手に頼る作業や熟練者でなければできない作業が多く、人手の確保、作業負担の軽減などが大きな課題となっております。

こうした課題を解決するため近年、日本では先端技術を駆使したスマート農業の活用が強く推奨されており、ロボットトラクターやスマホを活用した作業の自動化、また、ドローンによる空中散布など、全国で導入が進められております。

農水省が来年の通常国会に「緑の食糧システムの戦略関連法案」を提出する予定のようであります。その中に、AIやドローンなどのスマート農業の普及加速も入っております。これについて注視してまいりたいというふうに思っております。

本村では、昨年度、ナインズファームが県事業である地域経営推進費を活用してスマート農業に取り組み、ハウス内の温度状態に合わせた自動換気システムや環境モニタリングを導入しております。

事業で導入した装置は、一定の温度が保たれるよう感知し、ハウス脇を自動で巻き上げることができ、温度・湿度・二酸化炭素量など多くのデータを収集することもできるようになってございます。このことによりまして、労力的、人力的にも大幅な軽減が図られたほか、環境に関する各種情報を収集できたことから、このデータを基に野菜の生育の変化や収量などに大きな効果が生まれるよう取り組んでまいりたいと考えております。

今後さらなる農業就労者の減少、高齢化が見込まれる状況の中で、スマート農業は、省力化・効率化が図られるほか、労力的問題の解決につながるとともに、農業所得の向上に結び付くものと期待されます。その一方では、現段階では、設備投資による費用負担が大きくなることも事実であり、収支のバランスが難しいものと感じております。

村では今後、ナインズファームによる実証の成果や県からの情報を農業生産者に提供して、中山間地域におけるスマート農業のあり方というものに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

水田のフル活用でございますけれども、人口減少や生活様式の変化によって、国内のコメの需要は年間で約10万トンのペースで減少しております。また、去年は新型コロナウイルス感染症の影響で、外食産業の落ち込みによって大量のコメの在庫を抱える状況下にございます。このようなことから令和3年産主食用米等生産量の見通しは、令和2年産に対し30万トン減の693万トンと示されたところでございます。

国では担い手農家の経営の安定を図るため、経営所得安定対策事業を実施しておりますが、飼料用米、麦、大豆などの戦略作物の本作化を進め、水田フル活用を図る直接支払交付金を実施しております。戦略作物助成として、ホールクロップサイレージ、通称WCS用稲については、10アール当たり8万円の助成を行っており、これに加え県では産地交付金として、主食用米から作付け転換したのものに対し、10アール当たり1万円の助成を実施し、最大9万円の助成が受けられます。そのほか、飼料用米については収量、条件により金額は異なりますが、最大で10アール当たり17万3,000円の助成が行われております。

今後さらなるコメの需要減少が懸念されますが、担い手となっている農家の経

営の安定化を図るため、さらには、新たに農業に携わりたい方、農業に関心を持っている方のためにも、国、県の事業のほか、村の支援は重要であり、バックアップしていく必要があるというふうに考えております。

今後、十分に吟味し、助成支援だけではなく、担い手対策も含め総合的に考えてまいりたいと思っております。

次に、農林業振興対策の関係でございますが、おっしゃる九戸村農業生産基盤整備事業は、営農を行うに当たり支障となっているものを改善することにより、農地の保全や農村地域の活性化に資する目的で実施しております。この事業の補助内容は、補助率 100 分の 70、補助金額の上限は 140 万円で、事業主は各農家団体が行うこととしております。活用事例としては、コンクリート水路の布設、区画整理や暗渠排水の整備などとなります。

ご質問いただきました事業主の負担分についてですが、この事業の創設当初の補助率は 100 分の 50 でしたが、平成 23 年度に 100 分の 70 に改正し、現在に至っております。平成 22 年度以前は利用が少なかったこの事業ですが、ここ数年は毎年 5 団体以上が活用しております。

このように増加傾向にある事業であります。利用を検討される農家団体からは、対象事業の拡充や補助率を上げてほしいとの要望もあり、本年度新たに取水施設等の新設や更新にも活用できるよう要綱を一部改正したところでございます。

補助率の引き上げにつきましても、農家の負担軽減はもとより農地の保全や活性化を進める上で非常に重要なことと考えており、来年度予算に向けて事業内容の精査を行い、適正な補助事業となるよう前向きに検討してまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（櫻庭豊太郎君） 11 番、桂川俊明君

○11 番（桂川俊明君） 前向きなご答弁ありがとうございます。

本村の基幹産業である農業が将来の九戸村を担う子どもたちに魅力ある持続可能な産業となるよう取り組んでいただくことを期待申し上げ、次の教育振興の質問に入らせていただきます。

7 月 27 日に開催された村政調査会において、教育委員会が実施したナインズミーティング 2、保護者を対象にした教育懇談会の保護者の声が報告されました。出席されたほとんどの保護者の方々は、「小学校の統合を進めてもらいたい」との声ですが、村長はどのように受け止めていらっしゃるのでしょうか。

また、保護者の声を今後どのように施策に反映していくのか、お伺いいたします。

○議長（櫻庭豊太郎君） 村長

（村長 晴山裕康君登壇）

○村長（晴山裕康君） お答えします。

私自身は、この教育懇談会の場には出ておりませんが、その場の雰囲気というもの肌で感じることはできておりません。その報告書は見させていただきました。それに書かれている保護者の声というものは、幼稚園・保育園、小学校などの子育て各段階でそれぞれに異なり、意見もさまざまなようでした。すべて、現段階における保護者の率直な思いであろうというふうに受け止めております。

ただ、報告書を見る限りにおいては、大多数の保護者の皆さんは、過去5、6年の流れの中の延長線上で考えているのだなと思われるものであり、出された意見というものは、そういう傾向を想像させるような意見が多かったというふうに認識しております。

したがって、やはり、施設一体型などによる小中一貫教育のようなものが良いとする立場の専門家。それから、小規模校でも良いとする立場の専門家を招いて講演会、シンポジウム、パネルディスカッションなど、村民の学校教育への理解、多種多様な教育方法への理解を深めていただいた上で、アンケートを取り意見集約を図らなければ、これまで、5年も6年も費やして小規模校では良い教育環境とは言えませんよという方向で構築、醸成された「今の空気」、つまり「学校統合バイアス」というものをひと月やふた月で変えることは難しいと実感したところでございます。

教育委員会には昨年のお盆前からこの趣旨を伝え、早い機会にしかるべき事業を実施するようお願いしておりました。過去2回ほど講演会を企画したようでしたが、その都度「新型コロナウイルス感染症」の拡大で、2回とも未開催となっております。動き始めることさえできれば、1年ほどで集約できるのではないかというふうに思うところですが、何しろ人類史上でも未曾有のパンデミック発生でございます。その発生に阻まれて、なかなかこれが進められないことにジレンマを感じているところでございます。

私だけではなく、村民のみなさんもなかなか前に進まないことに不満を感じておられる方々が出てきているようでございますが、何事も命あってのことでございます。今は、ウイルス感染症から身を守ること、安全の確保が第一であると捉えてほしいと思うものでございます。

先ほど申し上げました醸成された「今の空気」ということに関してでございますが、日本の場合、声の大きい人に同調する傾向が顕著でございます。同調圧力と言われておりますが、それが非常に大きく作用するのが日本という国の特性だというふうに言われております。その声の大きい人に同調する、いわゆる日和見と言われている人たちの割合が8割を超えると、分析している専門家もいるぐらいでございます。

そのことに関して、最近読んだ本の中に、興味深いことが書いてあるのを見つ

けましたので、ここでご紹介したいと思います。

まず「空気が支配する国」という本があるのですが、その中に、日本社会の特性としての場の空気について書かれた文章がございます。要約して申し上げますと、『それはいつの間にか場を支配し、物事が決まっていく。その圧力に抗うことは困難だ。日本では法よりも総理大臣よりも上位に立つ存在、それが「空気」である。あの戦争の時も、コロナ禍においても、国家、国民を支配したのは「空気」だった』とこのようにございました。

私の所感を申し上げますと、世間でよく大多数を占めると言われる意見というものの実態はそういうことではないのかなというものでございます。つまり、物事は、表層ではなく、表面的なものではなく深層、深いところを見る目が必要だということでございます。

また、これは反省の意味も含めてでございますが、これまで、子どもたちのための教育環境整備と言ってきたわけですが、子どもたちからの意見集約は行ってきただろうかと思っているしだいでございます。ともすれば、大人の都合、大人の考えだけで学校教育にかかわる物事を決めてきてはいないかということでございます。

国連で採択されております『子どもの権利条約』に書かれてある「意見表明権」というものを尊重すべきだとも思っているところでございます。

次に「生命の惑星」という本を読んだものですが、パラダイムシフトの必要性。人間が存在していくことができる社会システムの構築の必要性でございます。私は、このウイルスのパンデミックの後には、世界的なパラダイムシフトが起きるのではないかと思っております。その内の一つとして、「産業革命以降続いてきた集中」から、これからは「分散という潮流」、先ほどから田園回帰というふうにおっしゃっていますが、そういうふうな潮流に変化するのではないかということでございます。単的に「都市から地方へ」ということのほか、いろいろな価値観の変容が予想されるのではないのでしょうか。SDGs社会を標榜する傾向とか、縄文時代の暮らしの再評価とか、いろいろなものが出てくるのではないかと期待半分で、そういうふうにご考えております。

そして、それには学校教育の在り方というものも含まれている、例外ではあり得ないと思います。IT技術の飛躍的な進歩からくるさまざまな可能性、そして「集中から分散」そういうものも考え合わせながら将来を見出ししていく必要性を感じています。

この教育問題に関しては、それこそ拙速ではいけないと思っているところでございます。十分な切磋琢磨がなされ、練られたものにして行くことが肝要であるというふうにご考えております。

いずれにいたしましても国も地方も同じでございますが、政策課題への向き合

い方において、「スピード感を持って決断すべきもの」と「熟慮を重ねた上で決断すべきもの」の峻別というものが大変重要でございます。この見極めを誤って、素早い対応が必要なものを不要な資料を用意したり、ことさら慎重に取り扱ったりすると「せっかくのタイミングを逃した」、あるいは「後手後手になった」ということになります。また、その逆の場合は、「拙速だった」とか「勇み足だった」ということになりかねないと思うところでございます。

このケースは、私は「熟慮を重ねた上で決断すべきもの」と捉えております。なぜならば、「教育は国家百年の大計」とも言われてもおります。将来にわたり影響を及ぼしていくことを考え合わせますと、百年の大計と言われているぐらいのものは、十分な情報提供をした上での議論もしないで拙速に結論付ける性質のものではない、さらに言えば期限を定めて結論付ける類のものでもないというふう考えているからでございます。以上でございます。

○議長（櫻庭豊太郎君） 11番、桂川俊明君

○11番（桂川俊明君） ご答弁ありがとうございます。

いずれ、明日の九戸村を担う若者たち、将来の九戸村を担う子どもたちに夢と希望が持てる施策を行っていただくことを期待申し上げ、質問を終わります。

○議長（櫻庭豊太郎君） これで、11番、桂川俊明君の質問を終わります。

次に、5番、中村國夫君の質問を許します。

5番、中村國夫君

（5番 中村國夫君登壇）

○5番（中村國夫君） おはようございます。

本日、令和3年第3回九戸村議会定例会がここに開催され、私はあらかじめ通告しておりました一般質問4項目について、質問させていただきます。

はじめに、教育環境の整備について、伺います。

本村は、人口減少や少子化・高齢化の進行の中にあり、子どもたちを取り巻く環境も大きく変化してきています。こうした状況の中、次代を担う子どもたちが変化の激しい社会を生きるため、学校教育において確かな学力、豊かな人間性や社会性、知・徳・体をバランスよく育てることが大切であり、教育の効果を十分に発揮できる教育環境づくりが必要であると言われております。

村教育委員会におかれましては、本年2月に村内5地区及び伊保内高校、九戸中学校でナインズミーティング2、さらに4月17日から7月13日には戸田、伊保内保育園、ひめほたるこども園、さらに村内全小学校の保護者を対象にナインズミーティング2を開催し、本村が抱える現状と課題について、広くご意見をいただき、概ねご理解を得たとのこととあります。

昨年度、本村の出生数の大幅減少や村内小学校4校に見られる複式学級の状況などを鑑みると、早期の対応が求められている教育環境の整備について、村民の

皆さまを対象としたアンケート調査を実施し、把握に努めるべきと考えますが、教育長の見解を伺います。

○議長（櫻庭豊太郎君） 教育長

（教育長 岩渕信義君登壇）

○教育長（岩渕信義君） お答えします。

中村議員ご指摘のとおり、アンケートの実施は村民の意向を把握するために有力な手段であると認識しております。

しかし、アンケート実施に当たっては、持続可能で良質な教育環境の整備のために有効的なものとしなければなりません。教育委員会といたしましては、子育て環境にある世代とそれ以外の世代の住民の数が大きく異なるため、実施に当たっては、質問項目や分析方法などに工夫と配慮が必要であろうと考えております。

また、アンケート実施に当たっては、向こう 10 年間程度の児童生徒数の推移や少子化が学校現場や児童生徒に与える具体的な影響、「令和の日本型学校教育」と言われる、昭和や平成のころとは異なる学校が担うべき役割や教育活動の在り方、そして、そこで育まれる児童生徒の資質・能力などの違いについて、村民の皆さまによく理解していただくことが重要であると考えております。なぜならば、アンケートの回答の土台が各人の経験に基づく学校観の反映になってしまうとすれば、まさに聖書にあるような「新しい葡萄酒」を「古い革袋」に入れてしまうことになりかねません。

これまで実施してきたナインズミーティング 2（教育懇談会）は、単に現在の学校教育環境に対する疑義や質問、意見を伺うだけでなく、先ほど申し上げたように、村民の方々に客観的なデータやこれからの学校教育に求められるものとその在り方をご説明することで、児童生徒に持続可能で良質な教育環境をどのような形で提供していけばよいのかということを経験委員会とともに考える機会としていただきたいたいという狙いもありました。

今後、新型コロナウイルスの感染状況を見極めながらの日程調整になりますが、村民各層を対象としたナインズミーティング 2、そして専門家をお招きしたシンポジウム等を開催した上でアンケートを実施し、村民の皆さまの正確な意向の把握に努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（櫻庭豊太郎君） 5 番、中村國夫君

○5 番（中村國夫君） どうも真摯な答弁ありがとうございました。

ただ今の答弁をいただきますと、アンケート調査についても慎重にというふうを受け取ったところでございます。

それで、再質問をさせていただきたいと思っておりますけれども、教育行政報告の中にもございましたけれども、ナインズミーティング 2 に続き、シンポジウムや自治会、老人クラブ、婦人会の各代表との教育懇談会を開催して、多くの村民の

方々から対話を通じて理解を得て、村の教育環境の整備に努めていかれるというふうに理解をしたところでございます。教育委員会におかれましては、教育環境の整備については謙虚な姿勢は伺ったところでございます。

そこで、お伺いしたいんですけれども、今後のシンポジウムの開催、あるいは自治会、老人クラブ、婦人会の各代表との教育懇談会のスケジュールについて、決まっているのであればお伺いさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（櫻庭豊太郎君） 教育長

○教育長（岩淵信義君） お答えします。

ただ今この新型コロナウイルスによりまして、昨日のニュースなどでは緩和の方向に向かって行くという話でございしますが、今のところ、例えば講師をお呼びするにしても県をまたぐことができない状況であります。

それから村内においても二戸管内、それからお隣の八戸等、コロナ患者がちょっと増えているような状況にあり、県でも緊急事態宣言等を出しておりますので、今のところそれがあがる程度収束して、村民の方々にも安心してお集まりいただけるような状況になった場合に、早急に開催できるように準備をしているところでございます。

私個人の考えでは、年内にはやらなければならないというふうには思っております。以上です。

○議長（櫻庭豊太郎君） 5番、中村國夫君

○5番（中村國夫君） どうもありがとうございました。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

次に、本村の男女共同参画について、伺います。

政府においては、平成11年に「男女共同参画社会基本法」が公布施行され、平成22年には「第3次男女共同参画基本計画」を決定し、指導的地位に女性が占める割合をあらゆる分野で2020年30%目標を掲げ、実現に向けた取り組みが進められてきましたが、現時点において、全体として30%の水準に到達しそうとは言えない状況にあると言われております。

こうした状況を踏まえて、第5次男女共同参画基本計画では、新しい令和の時代を切り開いていくため、「男女共同参画」を強力に進めていくとしています。

本村においては今日、重要なテーマとなっている「男女共同参画」の推進に当たっては、政府や県の方針に基づいて取り組んでおられると考えます。

私から3点について、お伺いいたします。

第1点目、九戸村における「男女共同参画」への取り組みについて、現在どのような状況にあるのか、伺います。

また、コロナ禍の中で、今後、本村の「男女共同参画」を取り巻く社会経済情

勢の変化等を踏まえ、「男女共同参画社会」実現に向けてどのように進めていかれるのか、伺います。

第2点目、村の審議会等（各種行政委員会を含む）に占める女性の割合について、伺います。

第3点目、村職員の各職段階に占める係長相当職、課長補佐相当職の女性の割合について、伺います。

また、女性の幹部職員の登用をどのように考えているのか伺います。

よろしく願いいたします。

○議長（櫻庭豊太郎君） 村長

（村長 晴山裕康君登壇）

○村長（晴山裕康君） お答えします。

現在、本村での男女共同参画への取り組みは、平成30年3月に策定いたしました「九戸村男女共同参画プラン」を基本としております。

このプランは、2018年度から2027年度までの10年間というものを計画期間としておりまして、「男女がお互いを尊重し、ともに支えあう村づくり」というものを基本理念として、まず、すべての人が平等に暮らせる村づくり。次に、すべての人がともに参画できる村づくり。そして、すべての人が安心して働ける村づくり。最後にすべての人の人権が尊重される村づくり。この4つの基本目標の下、各種の取り組み項目を定めております。

その中で、「男女の均等な雇用機会と労働条件の確保」分野では、女性も仕事や社会活動に進んで参画できるよう、保育園や学童クラブ、放課後子ども教室の運営による就労支援、また「職場と家庭生活の両立のための支援」分野では、介護支援事業の充実とともに、保育費と給食費の無料化や村独自のこども手当制度、出産費用助成事業などにより、子育て支援策の充実を図ってまいったところでございます。

一方、「男女平等に対する意識の高揚」や「生活のあらゆる場面における制度・慣行の見直し」分野に関しては、家庭や職場、地域に対する啓発活動が不足しているというふうに認識しております。

なお、新型コロナウイルス感染症が社会に大きな影を落としておりますが、コロナ禍での男女共同参画を取り巻く影響を考えると、学校の休校及び幼保施設などの休所、そういう場合は、母親の就業を妨げ、女性の社会進出にマイナスの要因となりますが、在宅勤務や不要不急の外出の自粛要請などに伴い、コロナ禍以前と比較して男性の家事・育児参画を促進する面も考えられます。こうした社会の変容は、本村の男女共同への取り組みにとっても、プラス、マイナス両面の影響を与えるものになってくると考えられるため、コロナ禍による影響を含め、社会の変容に対応し、取り組み内容の見直しが必要なものを点検し、引き続

き目標達成に向けて、いろいろな施策を実行してまいりたいと思っております。

村の審議会等に占める女性の割合でございますが、村の男女共同参画プランの取り組みの中に、「審議会等への女性委員の登用促進」があります。

村の審議会等、各種行政委員会を含みますが、に占める女性の割合につきましては、令和3年4月1日現在、23の各種委員会の委員総数259人のうち、女性委員は42人で、全体に占める女性委員の割合は16.2%となっております。ちなみに村議会の議員も12人中2人で、16.7%という現実があるわけでございますので、これもどうなのだろうかというふうには思っております。議員に関しては、世界的には「クォーター制」というものを導入して女性議員数を確保している所もあるようですので、村議の皆さまにおかれましては「議会改革」に取り組んでいくようにございますから、大いに期待しているところでございます。

それはそれとして、村の審議会等に占める女性の割合目標数値として掲げている30%というものに近づけるためには、さらなる呼び掛けと、それぞれの審議会、行政委員会において一層の努力をお願いしなければなりません。

国の第5次男女共同基本計画においても、「2020年代の可能な限り早期に、指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう目指す」と謳われておりますが、国会議員も10%ありませんから、国全体の各種統計数値を見ても達成には程遠く、欧米諸国との隔たりも大きく、日本人の意識の改革が本当に必要だというふうに私は感じております。

私は、先だっの教育委員の任命のこともそうですが、女性の参加を積極的に進めていきたいと考えているものです。社会を構成する者の半分は女性なので、もっともっと女性が活躍できるような社会的な制度設計というものを、これは国がやるべきものだというふうに思っていますが、地方自治の細かい所に国が口出しするぐらいだったならば、国がもっともっとやるべきことをやってくれよというふうな気持ちを持っております。

次が村の幹部職員でございますが、村職員の係長相当職、それから課長補佐相当職の女性の割合につきましては、本年度4月1日現在、再任用を除く職員数73人のうち、女性職員数は21人。率にしますと28.8%、約3割が女性職員です。係長相当職の職員は12人で、そのうちの女性職員は5人でございます。割合は41.7%となります。また、課長補佐相当職の人数は7人で、そのうちの女性職員は1人で、割合は14.3%となっております。

私は、そもそも男性だからどうだとか女性だからどうだとか、そういう区別をして考えたことは、そもそもありません。男性、女性、それからLGBTの方、それから健常者、障がい者、いろいろな多様な方々が、それぞれの持つ能力を、そしてできることを発揮して、より良い社会、より良い村をつくり上げていければいいと常々思っているところです。

したがいまして、男女の別にかかわらず幹部職員の登用については、職員の研修等の受講を積極的に促して、人材育成に努め、適任であれば性別にかかわらず管理職に任命し、職場の活性化を進め、職員のレベルアップを図っていく考えでございます。

要するに、そのことによって、さらなる住民福祉の向上につながればいいなどというふうに、常々思っているものでございます。以上でございます。

○議長（櫻庭豊太郎君） 5番、中村國夫君

○5番（中村國夫君） どうも丁寧な答弁ありがとうございました。

今、男女共同参画社会の実現は、今や世界、そして日本でも大きなテーマとなっていると思います。本村においては、鋭意実現に向けて務めておられると思いますけれども、目標達成はなかなか厳しい状況があるようにも思われます。

今後についてですけれども、各審議会、あるいは村の幹部職員に女性の登用等についても鋭意努力をしていただきたいなど、このように思います。

よろしく願いいたします。

それでは、次に全国学力テストについて、伺います。

2年ぶりに2021年度全国学力テストが5月27日、小学6年生と中学3年生の全員を対象に実施されました。本村の未来を担う子どもたちの学力テストの結果はどのような傾向にあり、どのような課題があると分析されているのでしょうか。調査結果に関して3点伺います。

第1点目、全国学力テストの結果について、どのように受け止めておられるのか伺います。

第2点目、今後の課題についてどのように考えておられるのか伺います。

第3点目、今回、コロナ禍の中で行われました全国学力テストは、2020年度に小学校、2021年度に中学校において、新学習指導要領が導入されて初めて行われました。これまでとは実施内容や取り組みに変化があったと思われませんが、子どもたちへの影響について、どのように把握しておられるのか伺います。

○議長（櫻庭豊太郎君） 教育長

（教育長 岩渕信義君登壇）

○教育長（岩渕信義君） お答えします。

全国学力テストの結果についての受け止めと今後の課題、そしてコロナ禍での新学習指導要領実施という中での取り組みと児童生徒への影響という3つのご質問ですが、1点目と2点目のご質問に対する答弁が相互に関連してまいりますので、一括りのお話の中でお答えし、続けて3点目について答えさせていただきたいと思います。

また、「令和3年度全国学力・学習状況調査」の結果の概要については、すでに教育行政報告で述べたとおりでございますので、答弁が重なる点もあろうかと思

いますが、どうかご容赦いただきたいというふうに思います。

本年度の問題の傾向としては、より一層、思考の文脈が大切にされています。

「問題の状況を整理して必要な情報を吟味し、正しく読解する能力」、「読解・思考したことをもとに自分の考えを表現し、まとめ上げ、他者に分かりやすく伝える能力」が必要であることが際立っています。

そこで、結果に対する私の受け止めと課題でございますが、小学校、中学校ともに国語の記述式問題の正答率が県及び全国の平均を上回っていることから、昨年度より取り組みを強化している、週一度の「新聞を活用して自分の考えを表出する活動」の継続の成果、及び「九戸村授業改善プラン」に基づく普段からの継続的な授業改善の成果が、着実に表れてきているものと評価しております。

つまり、小学校、中学校ともにすべての教科の基礎となる国語力が向上しているということでございます。ただし、一方、中学校では、「伝えたい事柄が相手に効果的に伝わるように書く力」については、全国や県を大きく下回っており、相手を意識して伝わるように書くことの経験が不足しております。さらに、国語力を向上させるためには、小学校で学ぶ段階から、多くの友達とかかわり、同じことを経験しても抱く感情や感じ方、また思考など、さまざまな側面があるということを学ぶ機会を充実させていく必要があろうかと思っております。

算数・数学については、既に新聞等で公表されているように岩手県全体が全国平均を下回る状況が長く続いており、その中でも本村の児童生徒は県平均を下回っていることから、やはり本村の課題は、算数、数学が最重要課題であることが明らかでありますし、私自身も問題意識を持ってございます。

生活習慣や学習態度等に関して調査した生徒質問紙に着目してみますと、「国語が好き」と回答する生徒に対して、「数学が好き」と回答する生徒が大幅に少ないです。しかし、一方で、「数学の勉強は大切である」、「あきらめずに考える」、「公式やきまりの意味を理解する」等の回答は多く、生徒は数学を学ぶ必要性や重要性を理解しつつも、それが主体的な学習意欲につながっていないことから、「数学のよさを感じ、考えることを楽しめるような数学的活動」の充実が授業改善の視点として求められています。つまりは、授業で数学を好きになるということが求められるわけです。これは、県全体の傾向とも合致をしております。

また、「知識・理解」や「数学的な見方・考え方」と比較して、「技能」の落ち込みが大きく、「授業で学んだ知識を活用して、自ら家庭学習で繰り返しその知識を使えるように根気強く学ぶ姿勢」を育成していくことが必要であり、教育委員会、学校、保護者と連携して生徒が自主的に家庭学習に取り組む方策に取り組まなければならないと考えます。

既に、第2回の学力向上推進委員会において、各校の分析結果をもとにした授業改善の方策と具体的な取り組みを共有しているところであり、10月の岩手県学

習定着度調査の結果との関連も分析しながら、学校、保護者、地域が一丸となった「すべての児童生徒の学力向上に資する取組」を今後も継続してまいります。

そして3点目のご質問で言われるとおり、今回の学力テストはコロナ禍の下、しかも新学習指導要領が導入された中での実施でしたが、学校現場においてはすでに新学習指導要領に則った授業がなされており、校内での研修なども盛んに行われております。かつ本村においては、この時期に休校措置を行った学校はなく、大都市圏の児童生徒のように学習活動に制限がかかるということがなかったため、児童生徒への影響はほとんどなかったものと認識しております。つまりは、新学習指導要領において、本村ではかなり早い段階から学校現場で取り組んでおりますし、また、コロナについても影響はかなり少なく抑えられておりますので、今回の全国学力テストとの関連は、あまりないというふうに私どもは捉えております。以上でございます。

○議長（櫻庭豊太郎君） 5番、中村國夫君

○5番（中村國夫君） どうもご答弁ありがとうございました。

ただ今、答弁をいただきました。また、先の行政報告でもございましたけれども、本村の教育委員会では学力向上推進委員会において、各校の分析結果を基に具体的な取り組みについて共有し、今後のすべての児童生徒の学力向上に資する取り組みを継続していくと言われてございます。どうぞ、本村のさらなる学力向上を推進していただくことを求めまして、次に質問に移らせていただきます。

次に、ドローンの利活用について伺います。

今日、ドローンの技術革新が進む中で、地方において、ドローンを活用した取り組みや調査研究を進めている自治体が増えていると言われております。

人口減少、高齢化、過疎化などさまざまな課題を抱えている地方にとって、特に本村のような中山間地域においてはドローンによる物流、災害の救助などへの利活用が大いに考えられます。

本村における利活用について、どのように考えているのか、村長に伺います。

○議長（櫻庭豊太郎君） 村長

（村長 晴山裕康君登壇）

○村長（晴山裕康君） お答えします。

村では昨年、県内のある企業から、県南の企業ですけれども、ドローンを寄贈されましたが、私もこのドローンの持つポテンシャルには大いに注目しているところでございます。また、全国的にも、「全国自治体ドローン首長サミット」がオンラインで開催されるなど、各自治体においても注目をしているところだというふうに認識しております。

岩手県農業研究センターにおいては、土地利用型野菜の安定生産技術を確立するため、ドローンを用いた農薬散布の防除効果の検証というものを行っているよ

うです。

また、雫石町では大雨災害などの大規模災害や山岳遭難事故等に出動を要請できるよう、岩手県ドローン協会と災害時等業務協力協定を締結しております。

ドローンの利活用につきましては、村ではすでにドローンで空中撮影した映像をネット配信してございますが、近年、地震や大雨、台風など自然災害による被害が甚大となっておりますので、被災により往来が不可能となった場所や災害現場などの危険な場所における被災者の探索、捜索、被害の状況調査、救援物資の運搬などへの活用が考えられるところではないかなというふうに考えております。

さらに、過疎地における輸送手段として、ドローンを活用した物資輸送の可能性を探る動きも出てきておまして、民間事業者の状況など情報収集を行いながら、本村における利活用効果等について十分に検証してまいりたいと考えております。

現在、伊保内高校において、ドローンの操作体験会を予定しております。生徒の評価を踏まえ、定期的な講習会の実施も検討しております。

ドローンの活用に当たっては、その基本的な知識や操作、整備の技術を要すると考えられますので、人材の育成というものにも併せて取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（櫻庭豊太郎君） 5番、中村國夫君

○5番（中村國夫君） どうもご答弁ありがとうございます。

本村におきまして、ドローンの利活用が進展されることを求めまして、私の質問を以上で終わらせていただきます。

○議長（櫻庭豊太郎君） これで、5番、中村國夫君の質問を終わります。

ここで、10分間の休憩といたします。

休憩（午前11時06分）

再開（午前11時19分）

○議長（櫻庭豊太郎君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

7番、保大木信子さんの質問を許します。

7番、保大木信子さん

（7番 保大木信子君登壇）

○7番（保大木信子君） 議長の許可をいただきましたので、通告いたしておりました2項目について、質問させていただきます。

まず、1項目目は医療体制についてです。

九戸地域診療センターの常勤医師は、8月20日をもって、その後不在とのことですが、九戸村にとって医師確保は最重要課題であると思われれます。岩手県医療局との兼ね合いもあることではありますが、今後、医師確保においては、地域医療

に関心があり、そのことに意欲的に取り組んでいただける方を探すことはできないものでしょうか。

また、やはり村としても医師確保に当たっては、それなりの条件提示が必要ではないかと考えますが、九戸地域診療センターの常勤医師確保はどのように進められているのかを伺います。

高齢者が多い村にとって病床の確保、常勤医師の長期的な診療体制、歯科医師がおられなくなり歯科医師の確保も必要と考えますが、村長は今後の九戸村の医療体制をどのようにお考えになっているのかを伺います。

○議長（櫻庭豊太郎君） 村長

（村長 晴山裕康君登壇）

○村長（晴山裕康君） お答えします。

おっしゃるように、村唯一の医療機関である九戸地域診療センターの医療体制の充実については、岩手県に対する統一要望の重要項目として、議会の皆さまとともに、毎年要望してきたところでございます。

このほかにも今年1月には、直接、県医療局に出向き、医療局長に対し、病床復活も含め、診療センターの機能強化を要請しておりました。

しかしながら、現状として県立病院の慢性的な医師不足は、なお改善されておらず、期待する成果が得られずに今日に至っております。

そのような状況下、議員ご指摘のとおり、九戸地域診療センターの常勤医師であり、副センター長の要職にあった菅原医師が、この8月をもって退職されました。

県立病院の医師の配置につきましては、基本的には、おっしゃるとおり岩手県医療局の人事異動の一環なわけでございますが、本院である二戸病院からは医師不足の折、代替りの常勤医の配置については即応できないという旨の意向が示されました。

この二戸病院の意向を受けて、去る8月30日に副知事、菊池副知事との懇談の機会があった際に、お出でになったんですけれども、その席上、診療センターの窮状をお伝えしております。

さらには、一昨日の火曜日、休会中ですが、1月に引き続きまして、再度、岩手県医療局に足を運びまして、小原勝医療局長に対し村の医療を取り巻く危機的状況を訴え、善後策について県当局の対応をお願いし、医療局長からは前向きな回答をいただいたところでございます。ただ、やはり医師不足はということでもございました。

それで、その中の正式な要望書には書いていなかったんですが、「村でネットで医師を募集してもいいか」というような話を投げかけたんですが、「一緒にやりましょう」というような話も、具体的にはどうなるかまだあれですけども、いず

れ、こういう小さい村で医師を募集していますよというのを直接発信した方が効果があるんじゃないかというふうな思いもございまして、雑談の中で提案したところ、それについても前向きな回答をいただいております、事務レベルで話を進めるように今、指示をしているところです。

また、医療局に赴く前に、村出身の下沖収・岩手医科大学附属内丸メディカルセンターのセンター長でございます下沖収さんと会いまして、先ほど申し上げたような状況をお話して、今後の助言をお願いして来ておりますので、そのこともお伝えしておきたいと思っております。下沖さんからもお役に立ちたいと常々考えているということでございましたので、今後ともよろしくお願ひしますということでまいりました。

それから、今後につきましては、病床の復活要望はもちろん続けてやりますが、まずは常勤医師の確保というものに主眼といいますか、力を入れてこれまで以上に県当局に対する要請を強めてまいりたいと考えております。

ついでには、議会の皆さまの後押しについてもよろしくお願ひしたいと考えております。

また、ただ今のお話にありましたように、7月には伊保内利一先生の急逝という、非常にショッキングかつ重大な出来事もございました。

乳幼児から高齢者に至るまで、村民の口腔衛生に永年にわたりご尽力いただいた伊保内先生のご功績に対し、この場をお借りして、あらためて深甚なる敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

診療センター同様、村唯一の歯科医療機関でございましたので、その伊保内歯科医院がなくなるということは影響が大変大きくて、村で実施しております歯科検診など、それらについて当面は二戸歯科医師会に応援を求めることとしておりますが、県立病院のケースとは異なり、歯科医師確保は村独自で取り組むということでございますので、歯科医師に関する情報収集等に努めながら、確保に向けて鋭意取り組んでまいりたいと考えてございますので、これにつきましてもぜひ、議員の皆さま、情報がございましたらお寄せいただきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（櫻庭豊太郎君） 7番、保大木信子さん

○7番（保大木信子君） 常勤医師が不在になり、不安に思われている村民の方が多いです。ぜひ、早急に常勤医師の確保にご尽力いただくことを切望して、次の質問に入らせていただきます。

2項目目は保育環境についてです。

前にも質問させていただきましたが、もう一度、質問させていただきます。

三歳以上児の主食の提供は、東京23区の保育園は行っています。63年前の規定で国の補助外かもしれませんが、公立保育園の運営資金については、2004年に補

助金が廃止され、自治体の一般財源化されているので、その自治体独自の采配ということです。国に対しては、「衛生的な問題をはらみ、親の負担となるルールをどうして改めないのか」という声が上がっています。

村では、学校給食を無料化にしている点においても保育園の主食の提供をしても良いのではないのでしょうか。

また、主食を提供することで献立の幅も広がり、夏の暑い時期の食欲不振になる子どもを手助けすることもできると考えております。働く親に寄り添って進めていくことで、移住人口を増やすことにもつながるのではないのでしょうか。

2点伺います。三歳以上児の主食の提供について実施できないのか。働く親に寄り添う点において、土曜日保育の食事提供についても実施できないものなのか伺います。

○議長（櫻庭豊太郎君） 村長

（村長 晴山裕康君登壇）

○村長（晴山裕康君） お答えします。

三歳以上児の食事の提供について、前にもご提案いただいております。

保育園での三歳以上児の給食は、副食のみということで、主食となるご飯を持ってきていただいているのが現状です。あの際にも言いましたが、お弁当に包まれてくるご飯は、そのご家庭のお子さんに対する食への思いが詰まっているものと考えている部分もございますが、保育ニーズの変化に合わせ、主食の提供につきましては、実施の方向で進めるように担当課に指示しておりますので、できるだけ早期にやりたいというふうに思っております。

予算が伴うものですから、後ほど皆さんにお願いすることになると思います。これは、やるということで、進めたいと思います。

それから、土曜日保育の食事の提供でございますけれども、土曜日保育は、3保育園で20人程度が利用していると、率で申しますと17%程度の方が利用なさっているようでございます。

土曜日保育は、希望保育となるために、調理員など人員体制の調整、それから食材調達、それからフードロス。最近騒がれていますが、などのことを考えますと、非常に一番目の質問とちょっと違って検討事項が非常に課題が多い。ハードルが高いということでございます。

また、土曜日保育を申し出る家庭は、お子さんとの土曜日のかかわりの時間が持てない家庭であるということでございますので、かかわりを持てない時間の代わりに愛情の詰まったお弁当でお子さんとの関係性を深めているという考えもあるようでございます。そのような親子の深いかかわりも必要なものというふうに考えております。

土曜日保育の食事の提供につきましては、勤務形態等の変化に伴い、保育ニー

ズも変わって、その需要も変化してくるものと考えております。ただ、やはり、少子化対策というものを本気になって進めようとするのであれば、土曜日働かなくてもいいような仕組みを国レベルで、そういうふうな社会を構築していくのを、私はむしろ望みたいと。そのことが根本的な少子化対策になるのではないかと考えております。

そういうことではございますが、今後、ニーズの変化を捉えまして、実施するとしたらどういう方法が良いのか、民間の皆さんの力を借りるのかとか、それから保護者会の方でとか、いろいろな選択肢がいろいろあると思います。先ほど申し上げたように、ちょっと一番目の問題と違ってハードルが高いということでございますので、いろいろな情報収集、それから、いろんな検討を重ねてこれについては、しばらく時間をいただきたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（櫻庭豊太郎君） 7番、保大木信子君

○7番（保大木信子君） 主食の提供については、前向きにお答えいただきましてありがとうございます。

移住人口を増やしていくためには、子育てしやすい環境、教育環境、医療環境を整えることが何より大切だと思います。その実現に向けて一丸となり、取り組んでいただきたいと、申し述べて質問を終わらせていただきます。以上です。

○議長（櫻庭豊太郎君） これで、7番、保大木信子さんの質問を終わります。

ここで、昼食のため、ちょっと早いんですけども、1時まで休憩といたします。

休憩（午前11時33分）

再開（午後1時00分）

○議長（櫻庭豊太郎君） 会議を再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を続けます。

6番、久保えみ子さんの質問を許します。

6番、久保えみ子さん

（6番 久保えみ子君登壇）

○6番（久保えみ子君） それでは、お許しをいただきましたので、2項目を通告しておりました質問事項について、質問させていただきます。

はじめに、コロナ禍において、命を守ることを最優先にした対応について、お伺いします。

新型コロナウイルス感染症が全国で感染爆発という事態になって、重症者も大幅に増えています。政府のコロナ分科会の尾身会長は、6月に東京オリンピック・パラリンピックの強行に走る政府に対して「今の状況では、普通は開催しない」と警告していました。変異したデルタ株が猛威を振るう危険も指摘されてい

ました。メディアの世論調査などで中止を求める民意も明らかに広がっていました。政府はそれを無視し「安全・安心の大会」にすると言い張り、開催に突き進みました。

五輪が開幕した7月23日に全国の新規感染者は4,225人でしたが、五輪閉幕の8月8日には1万4,472人に膨れ上がり、パラリンピック開幕の8月24日には2万1,569人に激増しました。7月後半に約400人だった全国の重症者は、今や5倍以上の2,200人を超えています。医療がひっ迫し、症状が悪化しても入院できず自宅で亡くなる人が相次ぐ重大事態になっています。救える命が失われるという事態が起こっています。

感染対策に総力を挙げなければならないときに、世界最大級のスポーツ祭典を執行した政府が緊急事態宣言を出して、自粛や行動制限を求めても国民の心に届くはずがありません。さらに重大なことは、五輪開催中の8月2日に政府は、新型コロナウイルス感染症の入院治療について、「原則自宅療養」という方針を突如として打ち出したことです。これには批判が殺到しましたが、今も撤回していません。「原則自宅療養」という形では、感染者の方の命は守れないし、コロナ治療は早く開始し、重症化を食い止めることこそ治療の中心という治療方針に逆行しています。

今後、重傷者がさらに急増することが心配されています。また、「原則自宅」といって治療が遅れば中等症患者の入院期間も長くなり、病院はさらにひっ迫します。「重症化したら治療」という政府の方針は、悪循環への道になっています。政府のこの間の対応は、「ワクチンさえ打てば何とかなる」というものですが、ワクチン接種と一体に、医療体制の強化、大規模検査、十分な補償など、総合的対策を講じてこそ、コロナを抑えこむ道が開かれます。重症化させないために、政府の方針を転換して、早期に治療を開始することと、新規感染者自体を減らすためには、圧倒的に少ない検査を増やす必要があります。無症状や症状の軽い感染者を早く見つけて、保護・隔離・治療につなげるからこそが、感染拡大を抑え、命と暮らしを守るために待ったなしになっています。

このことから、村民に対する対応について、次の2点について伺います。

1点目は、医療機関で診療を受けられずに、自宅療養を余儀なくされ、自宅で亡くられる事例があることが報道されていますが、村民にあっても、コロナウイルスへの感染はいつ発生してもおかしくない状況であり、医療体制への不安の声があります。村民が安心してコロナ感染の医療を受けられるようにすることが求められていますが、村の対応について伺います。

2点目は、感染拡大をさせないためには、PCR検査を受けやすくして実行することが必要であると思いますが、その態勢になっているのか、伺います。

○議長（櫻庭豊太郎君） 村長

(村長 晴山裕康君登壇)

○村長 (晴山裕康君) お答えさせていただきます。

「命を守ること」、この大命題につきましては、国であろうと県であろうと村であろうと行政を司る機関にとりましては、まさに最優先して取り組むべきテーマであることはいうまでもないこととございます。そういうことで、いろいろな行事も私は延期とか中止とかしておりますけれども、本当はいろいろやりたいわけですが。議員ご指摘のとおり、都市部においては病床のひっ迫によって入院が叶わず、ご自宅でお亡くなりになるという、本当にこれは口では言い表せない痛ましい事例だと思っておりますが、そういうふうな報道がされております。命を守ることが私は第一だというふうに思っております。

医療体制の整備につきましては、村の対応というよりは、第一義的には県が担うものでございますが、岩手県においては、患者の適切な健康観察や家庭内での感染防止の観点から、原則として入院又は宿泊療養とする方針が示されているところでございます。

県内におきましては、新規患者数の増加傾向が8月からより一層顕著となって、医療体制への負荷も高まっているということでございまして、一般病床からコロナ病床への転換も含め 350 床に増床するとともに、宿泊療養施設も3棟目を稼働させ、合わせて 377 室を確保するなど、県における受け入れ体制が強化されたようでございます。

村といたしましては、コロナ対策を含めまして、医療体制の整備・充実が最優先に取り組まれるよう、先ほどの保大木議員にもお答えしていますが、あらゆる機会をとらえて、県等に対して要望してまいりたいと考えております。

PCR検査の件でございますけれども、以前にもお答えしておりますが、PCR検査は厚生労働省の通達において、「医師が必要と判断した場合に都道府県等が指定する医療機関で実施する。」とされておるわけでございます。

このことから、行政が実施するPCR検査というものは、検査体制の整った指定の医療機関に限定されます。岩手県におきましては、連日検査が実施されて、その結果が公表されておりますので、現段階における県レベルでの検査受け入れ体制は、整っているのではないかというふうに判断しているところでございます。

以上でございます。

○議長 (櫻庭豊太郎君) 6番、久保えみ子君

○6番 (久保えみ子君) 再質問をさせていただきます。

村民の不安に寄り添うコロナ対策と村民の命と暮らしを守ることが必要です。また、そのために、コロナ対策に取り組んでいる対策の内容や、その考え方などを村民に説明することや、村民の声を聴くことが必要だと思っております。

具体的には、ワクチン接種について早く接種できた人とまだ接種を受けられな

い人がいることについて、疑問の声もありますので、接種の順番となぜそうなのかなどの理由を説明する必要があると感じています。

また、「ワクチンを接種したからもう大丈夫」と思っている方もいますので、そうではないということなどの説明も必要ではないかと思えます。

また、感染しているか、心配な方がどうすれば検査ができるのかなどの説明も必要だと思っています。こうしたコロナ感染対策について、十分な説明が村民には届いてはいないのではないかと感じているところがあります。そのことによって、説明することによって、感染対策の効果も上がると思えます。

これは、村民が不安を抱えていることは、私が通告を出した時点のことですので、その後、9月6日に教育長から報告があったことがLINE上で広がっているようですので、コロナがいよいよ身近になって来ているなということで、ますます不安が増大していると思えますので、コロナ感染対策について取り組みというか、こういうふうになったときには、こういうふうなことになるよ、こういうふうになりますよ。今、村長が説明された病院のこととかを、中身を今以上に詳しく村民に伝えていただきたいと思うわけでありまして。その点について、見解をお伺いします。

それと、先ほど、病床が377床に増えたとかという答弁でございしますが、なんか、前に聞いていたところ二戸管内には4床しかコロナ病床がないというようなことを私、耳にしたことがあります、二戸管内にもその病床が増えているのかどうかもお伺いをします。

○議長（櫻庭豊太郎君） 村長

○村長（晴山裕康君） まず、私が答えられる分は答えますけれども、情報発信、村民に対する丁寧な、今やっている内容の情報を伝達するということは、非常に重要だと私も思っております。ですので、不十分だというのであれば、お話を聞かせていただいて、担当課の方から鋭意取り組んでもらいたいというふうに思っています。

それから病床数が377というのは、宿泊療養施設の377部屋、377というのは、7という数字がなんか今日、あれですけども、377というのが部屋の数でベッド数は350でございします。

細かいことは、担当課長から答えてもらいたいと思えますので、よろしくお願ひします。

○議長（櫻庭豊太郎君） 保健福祉課長

○保健福祉課長（杉村幸久君） 病床室につきましては、通常の感染症病床数は医療機関ごとに公表されているが、コロナ病床としての数は公表していないということでございます。

○議長（櫻庭豊太郎君） 6番、久保えみ子君

○6番（久保えみ子君） 分かりました。

次に、村民の健康を守る取り組みについて、お伺いします。

一つ目は、村民が健康を守り生活する上で、村の医療体制を再生することがますます切実な願いになっています。

九戸地域診療センターの診療科は、内科と外科が中心で、現状においては眼科など、それ以外の治療は村外の医療機関を受診する以外に治療することができないという状況におかれています。

また、病状によって、中核病院での治療を紹介され、遠くの病院に行かなければならない場合もあります。そのことによって、交通費などの負担を軽減する支援が切実に求められています。特に医療機関を受診する機会が増える高齢者は、自分で運転して自動車などで医療機関に行くことが困難になり、そのことで受診抑制になって、病気を重症化するようなことにならないように、負担軽減が求められます。そのことを村長は、高齢者等への村外の医療機関を受診する際の交通費の補助を実施したいと公約を掲げておられます。その早期の実現を多くの村民が希望しています。

現在、村内においては、75歳以上の高齢者を対象として、バス代の無料化が実現され、大歓迎されています。村外の医療機関を受診する際の交通費も75歳以上の高齢者を対象として、補助が必要ではないかと思いますが、村長の見解を伺います。

二つ目は、村の唯一の歯科医院がなくなり、大事な歯科治療ができなくなりました。村民の健康を守るために今後どのように村として取り組んでいくのか、村の今後の対策をお伺いいたします。

○議長（櫻庭豊太郎君） 村長

（村長 晴山裕康君登壇）

○村長（晴山裕康君） お答えします。

岩手県後期高齢者医療広域連合による4月診療分のデータでございますけれども、医科・歯科、それから調剤を合わせた件数が、受診件数ですけれども、全体で2,813件でございます。それで、このうち、村外の医療機関を受診された件数は1,636件ございまして、率にいたしますと58.2%でございます。これらの方々の中には、盛岡市や八戸市など、遠い医療機関を受診されている方もおられると思われるところでございますが、これらの方々すべてに交通費を補助するということになりますと、多額の財政支出を伴うことになりますことはご理解いただけるのではないかと思います。

したがって、中身をよく精査して負担軽減を図って行かなければならないというふうに考えております。

また、この村外への医療機関の受診への交通費助成を増やしますと、九戸地域

診療センター離れ、いわゆる、みんなが他所に行ってしまうというようなことにもなりかねませんで、それが一層進むということになりますと、非常に悩ましいという問題もございます。

先程来、申し上げております診療センターへの医師確保が、結局、医療局から見ても九戸村民は地元の病院に行っていないんじゃないかということになりますと、やはりそのインセンティブが弱くなるということになりますので、そこはやはり総合的、俯瞰的に考えていかなければならないのではないかというふうに思っております。

以上のことから、この件に関しましては、今後さまざまな角度から十分な検討を加えながら、慎重に判断をしてみたいと考えておりますので、ぜひ、皆さまからも良いご提案をいただければありがたいなというふうに思いますのでご理解いただきたいと思っております。

それから、歯科医師の不在の問題でございます。本当に、この間、医療局に行ったときに「歯科医師さんもいなくなって無医村状態になってしまいました」と。「ぜひ、医師の診療センターへの配置をお願いしたい」と強くお話ししたところでございますが、歯科医師につきましては、先ほどの保大木議員へのお尋ねに答えましたとおり、村独自で探さなければならないということございまして、歯科というものは、非常に老化といいますか、噛む力というもの、いわゆるQOL、クオリティオブライフ、生活の質にかかわってまいりますので、これにつきましても優先課題として取り組んでいくという考えでおりますので、ぜひ皆さまの後押しをお願いしたいと思っております。以上でございます。

○議長（櫻庭豊太郎君） 6番、久保えみ子君

○6番（久保えみ子君） ありがとうございます。

QOLということについては、この間、私もある研修会で歯科医師をやられている方に会ったんですけれども、やはり口腔ケアが良くないと転倒しやすくなるというようなことをおっしゃっていました。

やはり、大事なものですので、ぜひ、医師確保にはやっていただきたいんですけれども。それで、ある方が村民の方が一つ提案されました。診療センターに歯科も一緒に作っていただいたらどうだということを提案されましたので、地元で呼んでいただくのは一番いいんですけれども、県にも要請してみたらどうでしょうかということをお願いいたします。

以上です。

○議長（櫻庭豊太郎君） これで、6番、久保えみ子さんの質問を終わります。

次に、10番、山下 勝君の質問を許します。

10番、山下 勝君

（10番 山下 勝君登壇）

○10 番（山下 勝君） お許しをいただきましたので、事前に通告をしております
3項目について、質問をさせていただきます。

一つ目、新学習指導要領実施に伴う本村の取り組みについて、教育長に伺いま
す。

まず、一つ目として、新しい指導要領では「社会に開かれた教育課程」が重点
とされていますが、昨年度からスタートした小学校では、どのように捉え実践さ
れてきたのか。これまでの指導要領とどこが違う点なのか、あるいはどこが変更、
改訂されてきたのかについて、伺います。

二つ目として、小学校での実践を踏まえ、今年度実施の中学校では、どのよう
な取り組みが進められているのか、伺います。

三つ目として、近年、児童生徒の中には、さまざまな障がいを抱え、要支援と
される人数が増加傾向であると認識しているところではありますが、現行の教員配
置では人員不足状態ではないかと懸念されます。そこで特別支援学級、または特
別支援が必要とされる児童生徒には、どのような点が重点とされ、実践ではどう
工夫されているのかを伺います。

四つ目として、子どもたちの教育には、親、保護者のみならず、周りを取り巻
く地域全体が関心を持ってかかわることが不可欠であり、そういった意識改革も
大切と考えます。新しい学習指導要領との関わりとして、本村において、保護者
のみならず地域住民の理解と協力を得る必要がある点はどのようなところなのかを
伺います。

○議長（櫻庭豊太郎君） 教育長
（教育長 岩淵信義君登壇）

○教育長（岩淵信義君） お答えします。

新学習指導要領について、昨年度からスタートした小学校での実践と今年度か
らの実施となる中学校での取り組み、また特別支援教育における重点事項と実践
に当たっての工夫、そして地域住民による理解と協力を得る必要があるのではな
いかというご指摘を含め4点のご質問でございますが、1点目と2点目、そして
4点目のご質問は相互に関連いたしますので、一括りのお話の中でお答えし、最
後に3点目の特別支援教育について、お答えさせていただきます。

はじめに、新学習指導要領で謳われている「社会に開かれた教育課程」の小学
校・中学校での捉え方と実践、あるいは取り組みについてであります。まず
「社会に開かれた教育課程」というのは、何か特別な教育活動を意味するもので
はなく、これまで社会との接点が希薄であった学校が社会とのかかわりを深める
ことで、これからの社会を担う児童生徒の資質・能力を育もうとする取り組みで
あります。

その理念の第一に、社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育

を通じてよりよい社会を目指すという目標を持ち、教育課程を介してその理念を社会と共有することであり、第二は、これからの社会を創り出していく子どもたちが、社会や世界に向き合いかわり合っていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化し育てていくことであり、第三は、教育課程の実践に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりすることで、学校教育を学校内に閉じ込めずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させるという3点であります。

私としては、こういう理念は、大都市圏において、特に義務教育段階の学校と地域社会のつながりが比較的希薄であることから、このような理念が打ち出されたものと認識しております。

本村においては、既に長く各学校の総合的な学習の時間や社会見学、あるいは九曜塾、そしてキャリア教育の実施に当たっては地域のさまざまな方々の協力を得て実践されてきており、例えば、新たに今月実施する「九戸うまみたっぷり給食の日」も、広い意味で食育を通して地域や社会に目を向けるという目的も持っています。

したがって、お尋ねの新学習指導要領にかかわり、地域住民の理解と協力を得る必要があるのではないかという点については、本村の場合は、村内各学校、教育委員会主催事業等の諸活動が村民の皆さまのご協力を得て、従来から円滑に行われていることから、地域住民の理解と協力を十分に得ているものと認識しております。

次に、特別支援学級、特別な支援を必要とする児童生徒にはどのような点が重点とされ、実践ではどう工夫されているのかという3点目のご質問でございますが、まず、特別な支援を必要とする児童生徒の見極めと特別支援学級の経営力向上、そして個々の児童生徒に応じた指導が大切です。そして、そのためには教員の指導力の向上が欠かせません。また、一人の教員の目だけではなく、複数の目で多角的な視点から児童生徒の特性を把握することがより重要であります。さらには継続的な指導・観察も重要となります。

そのため本村では、特別支援学校の特別支援教育コーディネーターを招聘し、各園・各校の協議を経て「学びの場の検討」が必要だと考えられる児童生徒について話し合う教育支援委員会を年4回開催することで、子ども自身の困り感のもとより、家庭での困り感と学校における困り感を何度もすり合わせながら、一人ひとりが学力を伸ばしていくのに最も適した学びの場と必要な支援について検討するほか、外部の専門家による教員に対する助言・研修も実施しております。

また、継続的な指導・観察が欠かせないことから、保護者同意の下、幼稚園・保育園・小学校、中学校、高校と特別な支援を必要とする児童生徒に対して「九

戸村教育支援ファイル」、くのへむらさぼーとふぁいると言いますが、そのようなものを作成し、個別の支援計画作成の基としております。

さらに、村内各小中学校においても、最低月に1回程度は全教員が参加して特別支援学級、特別な支援を必要とする児童生徒に対する指導の在り方や保護者の意向などの情報を共有する会議を行うなど、現場レベルでの対応を行っております。

このように、本村では特別支援学級、特別な支援を必要とする児童生徒に対しては他市町村にひけをとらない組織的できめ細かい対応を行っており、今後も教育委員会、学校、保護者、関係諸機関等と密接に連携した取り組みにより、特別支援学級の充実と特別な支援を必要とする児童生徒の特性に応じた、より効果的な支援の在り方と、それぞれの能力・資質を伸ばす方策を追求してまいります。以上でございます。

○議長（櫻庭豊太郎君） 10番、山下 勝君

○10番（山下 勝君） 大変、きめ細やかな分析、対応、対策ということでなされていることがよく理解できました。そういった意味では、子どもたちが新指導要領の中で、適切な学習活動が今後も行われていくのかなという感想を持ちましたけれども、先日の教育行政報告の中で、全国学力学習調査について触れられていましたので、その点について一つお聞きしたいなというふうに思います。

というのは、今お聞きした内容の中身でありますと、子どもたちが本当に生きる力、社会に対応した力を育てていくということが地域、保護者としても十分に安心して行けるところなのかなと思いますけれども、先ほどの調査について、県平均から上回っている部分、それから残念ながら多少下回っているという部分があったということですが、以前ですと、以前というのは何十年も前ですが、学校のテストと言いますと、全県で行われる実力テストが県の平均、地区の平均というふうな形で、自分の学校、あるいは自分の学年の自分がどれぐらいの位置関係にあるのかということが分かる、そういう相関関係の中で、自分の学力を確認しながら目標を持って学習していたというふうに記憶しているんですが、現在では、そういう形ではなくなっているので、今のような学習、全国調査、あるいは実力テストをやっていることはやっているわけですが、先ほどの県での平均云々というのは出て来ないわけなので、どうしてもこの全国平均が云々、県平均がということで、現場に勤める教員の皆さんもどうしてもそこに意識が行きがちで、その劣っている部分をどう補うかというところで、点数にどうしても偏っていくと。まあ、上回っていることに越したことはないと思うんですが、やはり下回っているとどうなっているんだというふうな見られ方もするのではないかなということで、どうしても点数にこだわった普段の学習活動が行われがちということが以前に関係したときに実感しております。

○議長（櫻庭豊太郎君） 質問者に申し上げます。

通告されていない部分は、行政報告の部分については、通告されてごいませんし、別な決算委員会なりなんなりで質問していただきます。

通告事項のみ、あるいはそれに関連する部分で質問してください。

答弁者もそういうことで、お願いします。

○10 番（山下 勝君） そういう実態に対しての認識と先ほどお話しがあったようなきめ細やか部分で先生たちの資質を高めるところがちょっと相反している部分もあるのではないかなと感じるんですけども、そこについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（櫻庭豊太郎君） 教育長

○教育長（岩渕信義君） お答えします。

まず、学力調査について、確かに議員おっしゃるとおり点数というもので、以前はどこの県が一番だとか、どこの県が何番だとかというものがあるんですが、今では恐らくそういった考え方は取っていないだろうと思います。

問題なのは、課された問題に対して、児童生徒が答えることによって何が足りないのかということ进行分析し、それを授業で反映させることの方が重要になってまいりますので、われわれとしては、確かに行政報告では全国平均を上回っている、下回っているという話をしましたが、私自身はそこにはあまり重要視はしておりませんで、それよりも欠けている部分をどのように児童生徒に育ませるかということで、先生方にはお話をしているところではありますので、恐らく村内の各小中の先生方は、かつてのように、あるいは高校の進学校に行けるように点数、点数ということではいっていないという指導をしているものと認識しております。以上です。

○議長（櫻庭豊太郎君） 10 番、山下 勝君

○10 番（山下 勝君） 理解できました。

ぜひ、先生方には指導力向上を研磨されながら、より質の高い教育というところを子どもたちに施していただければなというふうに思います。

二つ目の項目について、質問いたします。

協働のまちづくりについてということであります。

一つ目として、第3次九戸村総合発展計画の実践において、「協働のまちづくり」の基本とした住民との対話がどのように実現し、その成果があったのかを質問いたします。

コロナ禍の中、ナインズミーティングの他に懇談会の不足分をどのように補い、住民参画に活かしたのか。これまでの評価と、今後の取り組みなど、方針について伺います。

二つ目として、町内会や、婦人会、シルバーセンター、老人クラブ、体育振興

会等々、他の任意団体協議会も含め、さまざまな声が発展計画策定にどのように反映されたのか、具体的に成果に繋がっているところあればその点について。または、実践の途中にあるものについて、伺います。

三つ目として、既存の諸団体については、本来は、必要に応じて相互に連携して、村政発展に寄与してもらうことが望まれるところではありますが、実際の活動でそれぞれ行われており、複数年同じ役員や参加者で活動していて、活性化も難しくなっていると認識しています。協働のまちづくりを推進していくため、各団体、協議会等のまとめ役・繋ぎ役として「まちづくり協議会」の新設によって取り組みが成功している事例が他市町村に見られます。成功事例を参考に本村でも取り組むべきと考えますが、見解を伺います。

○議長（櫻庭豊太郎君） 村長

（村長 晴山裕康君登壇）

○村長（晴山裕康君） お答えいたします。

第3次九戸村総合発展計画の策定に当たりましては、昨年度、ナインズミーティングということで、村内の9つの会場において一般の方、それから中学生、高校生を含むものでございましたが、村民懇談会というものと併せまして開催いたしました。

その中で、さまざまなご提案をその場でいただきました。実行可能なものから順次かつ随時政策として、実行、反映させておりますが、その中から主なものを上げますと、福祉分野においては、保険適用外の補聴器の購入費、それから難聴障がいを持つ児童さんが使用する補聴器の電池消耗品費を対象とする助成事業というものを創設いたしました。

地域活動につきましては、自治公民館等に合併処理浄化槽を設置する際の上限を撤廃したというものでございます。

それから防災につきましては、防災行政無線の放送時間を、「ちょっとニュースが聞こえないから変えてくれ」というような意見、要望をいただきまして、翌週から時間を変えて実施しておりますし、大向地区の洪水対策につきましては、これまでは地域住民を巻き込んだ形での要望はなかったんですけども、地域の住民の方も一緒になって、県の二戸土木センターに直接参りまして、要望して、やはり、そこで暮らしている人の声というのは、やはり一番響くものですから、あれはうまくいったなと思っておりますが、河道掘削とか堤防嵩上げなどの重点的な取り組みをしていただくことになっております。

また、九戸村役場の利便性向上に向けて、ご案内のとおり役場庁舎1階のエレベーターにアクセスしやすいように自動ドアを新設するなどいたしております。

さらに、中学生や高校生からの提案を踏まえまして、小中学校の冷房設備工事を進めております。通学路の街灯の増設もやっております。それからWi-Fi

環境の整備も進めております。

このほか、未だ実現できていないご提案につきましても、検討の結果、実施すべきと判断したものについては、引き続き実現に向けた取り組みを、いわゆるスピード感を持ってやっていきたいと思っております。

なお、本年度におきましても、ナインズミーティングの開催を計画しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の全国的なパンデミックに鑑みまして、現在、開催を見合わせております。現在の状況が良い方向に向かっていった段階で、村民との積極的な懇談の場を設けてまいりたいというふうに思っております。

それから、町内会等々であります。次に、村内関係団体との協議ということですが、計画策定と実践についてのございですが、九戸村総合発展計画の策定に当たりましては、先ほども申し上げましたが、村内6会場で各地区の住民の皆さまから直接ご意見をいただく機会を設けたことはご承知のとおりですが、また、計画内容の審議を行う九戸村総合開発審議会には、村内の各団体の代表の方々を委員に任命し、審議会の場において、各団体の意見を伺うように努めたところでございます。

今後における計画の実践におきましては、村民や関係団体の皆さまの幅広いご協力が必要なことから、関係者とのきめ細かな協議をできる限り行ってまいりたいと考えております。開かれた村政というふうに私は申し上げておりますので、どんどん住民と話し合っただいものを、良い村にしていきたいと思っております。

例えば、オドデ館の増改築工事につきましても、利用者であるオドデ館友の会と定期的に情報交換を行っているところであります。そのほかの課題につきましても、村民の皆さまとともに、現行の計画の基本目標の六つ目にある「みんなで作る協働の村」の実現に鋭意努めてまいりたいと思っております。

三つ目のご質問ですが、他市町村における「まちづくり協議会」の成功事例、私も見ております。

総務省の資料などで取り上げられている例では、「まちづくり協議会」として、小学校区を単位に複数自治会と各種団体による地域運営組織を構成して、公的施設の維持管理や高齢者福祉サービスの充実のほか、地域特有の課題解決に向け、住民が主体となって活動していると。その点、本年度創設しました地域振興交付金等々を使って、地域課題を解決してまいりたいと思っているんですが、それらの成功事例の多くは、行政主導ではなく、あくまでも住民が主体になって考え実行する取り組みでございまして、やはり、前にも申し上げましたが、行政主導というのは、やはり住民の側から頼まれ事になってしまうので、やはり住民から起こってくる活動というものが成功につながるのではないかなというふうに思っております。

本村におきましては、本年度から創設した、先ほど申し上げましたが地域振興

交付金の申請に当たっては、申請する前に各行政区の皆さまが地域の課題や将来像をよく話し合っていていただくということを要件としておりまして、そうした機会を通じて、住民主体の取り組みをより活発化させていきたい、活発化していただきたいというふうに考えております。村といたしましては、そうした住民主導の取り組みをできるだけバックアップしてまいりたいと考えております。

そうした地域、それぞれの課題や将来像を明確にして、地域の主体的な取り組みを集約、そして、村全体として発展させるための場として、村全体の協議会の在り方につきましても検討してまいります。そして、それらが各地域の「街づくりプロジェクト」の立ち上げにもつながっていけばいいなというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○議長（櫻庭豊太郎君） 10番、山下 勝君

○10番（山下 勝君） 村長が今おっしゃったように、住民が主導でまちづくりに大きくかかわっていくというところが、やはり協働のまちづくりにつながっていくのではないかなと。さまざまなプロジェクトを掲げて実践しているわけですが、四つ目にお話したような、やはりまとめ役、繋ぎ役という部分がどうしても今の村には必要ではないかな。それがないと、どうしても行政の方に頼ってしまって、大変、いろんなプロジェクト、素晴らしいと思うんですけども、やはり実働的に進めていく場合には、なかなかこれからがちょっと難しい部分も実際あるのかなというふうに感じております。

いくつかの目的を持って、その街づくり協議会という部分をやっているところがあるわけですが、より楽しく住み良いまちづくりというところで掲げていると思いますので、その調整役、繋ぎ役というところについて、住民主導ではありますが、今後その部分の精査といいますか、そういうところをぜひ検討していただければなというふうに思います。

三つ目の農業振興について、質問させていただきます。

午前中の答弁とも重複する部分もあったかとは思うんですけども、事前の通告のとおり質問させていただきます。

一つ目として、現在の社会情勢はさまざまな事象が複合的な要因となって経済活動を行っていくためには厳しい状況にあります。そのような変化に合わせた村の農業振興の変革が必要と考えますが、特に農業就労者の減少、耕作放棄地増加の対策について、見解を伺います。

二つ目として、第3次九戸村総合発展計画ナインズプロジェクトの産業・雇用プロジェクトの中に、担い手支援について触れていますが、例えば大規模経営者が小規模経営者の土地を買い付け、法人化の中で就労したり、経営部門を大規模経営者、生産部門を小規模経営者が担うなど、基幹産業でもある農業分野の生産性の安定化に向けた斬新な施策が必要ではないかと考えます。

他にもICT活用や農業ヘルパー、定期的に休養をとってゆとりがある経営をしてもらうための酪農ヘルパー、小規模経営者支援などについても、見解を伺います。

三つ目として、例えば親の代が農業を営んでいたが、直接はタッチせず別の分野で仕事をしてきた人が、実家の田畑を継承するために、農業を気軽に体験し、学ぶ経験ができる機会を設けて、若い世代だけでなく、定年退職年齢層にも就労の働きかけも並行して提供することが大切であると考えます。

そこで高齢者を抱え、就労の多様化の課題の中で、退職年齢層の新たな就労選択として、農業を気軽に学び体験できる機会を本村において構築するとともに、それを支援する政策が必要ではないかと考えますが、見解を伺います。

○議長（櫻庭豊太郎君） 村長

（村長 晴山裕康君登壇）

○村長（晴山裕康君） お答えします。

農業就労者の減少及び耕作放棄地の増加ということで、私も非常に懸念していることは前にも言ったとおりでございますが、まず、九戸村の農業就労者の状況を申し上げますが、農林水産省による調査である農林業センサスというものによりますと、2010年から2020年までの10年間で九戸村内の農業経営体の数が、649経営体から370経営体へと、43%も減少しております。

それから、九戸村内の耕作放棄地につきましては、2016年度の217ヘクタールから2020年度の198ヘクタールと数字上では、むしろ9%耕作放棄地が減っているという数字にはなっています。

ただし、村全体の農地面積も7.8%減少している中での耕作放棄地減少でありますので、耕作放棄地の抜本的な解決にはつながっていないことは実感しております。車で走っていても耕作放棄地が見えますので、実感しております。

このため、村といたしましては、ナインズファームを中心に新たな農業就労者の確保を図っていくほか、現在、意欲的に農業経営を実践していただいている生産者の規模拡大などを積極的に支援してまいりたいと考えております。

ほかにも、構想以前の夢レベルの話として聞いてもらいたいのですが、先ほど来も申し上げましたが、農水省で「みどりの食料システム戦略」というもので2050年までに有機農業を全農地面積の25%に当たる100万ヘクタールに拡大して、化学農薬の使用量を半減、化学肥料の使用量3割削減という目標を掲げたという情報が、新聞で多分見ていると思っておりますけれども、情報がございます。

これは、まさに地球環境に配慮した未来を見据えたものでありますので、非常に私は有機農業を進めたいということで、内部ではいろいろ提案をしておりますが、専門家の皆さまからは反対にあっております、ということもございますが、この実現性も含めまして、こういうふうないわゆる時代の潮流にアンテナを高く

張って情報収集に努めてまいりたいというふうに考えております。

それから次の質問ですけれども、農業生産の安定に向けた斬新な施策が必要ではないかのご質問。それで、斬新な有機農業というものもいいのではないかなというふうには思っておりますが、なかなか採算ベースに乗せるのが難しいとか、雑草問題とか虫の問題とか、いろいろハードルが高い問題です。

まず、農業生産へのICTの活用については、生産管理や流通販売などさまざまな面で、今後ますます必要性が増すものと思われまます。先ほど来答えていただいております。

また、農業ヘルパーにつきましては、九戸村内の人材確保が今の時点で難しい、農業ヘルパー制度の導入や活用というのが、ちょっと今のところはハードルが高いかなと。酪農ヘルパーについては、ご活用いただいていると思っておりますけれども、農業就労者が減少していく中で、人材の効果的な活用方法を十分検討していくべきと考えております。

小規模経営者支援につきましては、国も最近やっと目を向けてきたようでございます。いわゆる半農半エックスの取り組みも唱えられてきておりまして、もともと小規模な経営者が多い九戸村においては、村単独の事業として、農業生産基盤整備事業とか農林業振興資金貸付金とか耕作放棄地再生利用対策事業、あるいは肥育素牛導入事業など、さまざまな支援を行ってきたところでございます。

このほか、若い世代の新規就農者を確保していくために、さらなる斬新な施策の必要性を私自身痛感しております。例えば、生産した農作物を農業者自らが加工や調理をして提供していく、いわゆる6次産業化、それから農業と木工、農業とITなど、先ほども触れましたが、半農半エックス、農業半分プラス他の収入源確保など、若者に魅力的な自由で自発的な発想を支援する形で、新たな農業の担い手確保をしてまいりたいと考えております。

最後になりますけれども、定年退職年齢層でございますけれども、その方々を対象とする農業の学び、体験のシステム構築につきましては、現在、九戸村においては、兼業を含め何らかの形で農業に参加している農家世帯員の年齢構成を申し上げますと60歳未満が39%、60歳以上が61%となっております。まさに定年退職後の年齢層が本村の農業を支えているというのは現実でございます。

したがって、定年退職年齢層を対象に、農業に参画する機会を数多く増やしていくことは重要と考えておりますが、企業の最近の動きですけれども、企業の定年延長、あるいは再任用制度というものが積極的に行われていく中で、定年退職の年齢というものがますます高齢化していくというのが、今の流れでございます。60歳以上と言いましても、新たに農業を始めようとする人材を確保していくことは容易ではないというのが現実でございます。

このため、ナインズファームを中心に、定年退職年齢層も含めまして、さまざま

まな人材を対象に、まずは農業体験や農業研修の内容の充実を図り、新規就農希望者の確保につなげてまいりたいと考えております。

先般、お試し農業体験ということで募集しまして、紫波高校から男子高校生2名が来て、農業体験をして行きましたが、ちょっとコロナ禍での開催だったのであまり宣伝するのもうまくないなと思って、マスコミに教えなかったんですけども、いずれその方々は、家が農家ではないということでしたので、「うちにはナインズファームというものもあるから、ぜひ、高校が終わったらうちに来てやってみないか」というような働きかけもしていたところではございました。

議員おっしゃるとおり、農業が今置かれている現状は、逆にいうとチャンスかなというふうにも思っておりますので、農業のその具現化して田園回帰ということをおっしゃる方もいらっしゃいますし、私もコロナ後には、やはりその大転換が社会構造の転換が起きるのではないかなということも考えておりますので、将来的には食糧難というふうなことも予想されますから、自給率の向上にも対策をとっていかなければならないのではないかなというふうにも思っております。

いずれ、農業は村の基幹産業でございます。ぜひ、皆さまのお考えもいただきながら、前向きに取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（櫻庭豊太郎君） 10番、山下 勝君

○10番（山下 勝君） 退職年齢層の農業体験については、実際に住民の方の声がありまして、まったく異業種の仕事をしているのだが、興味があってやってみたいけれども云々というふうなことでしたので、そちらの業種の方では十分なのか、すごく村としても中心の役割を果たしていただいているような業種だったんですけども、そういう方がそういうふうに農業の方にも興味があるのかというふうに感じましたので、本当に気軽に、やる気があればいろんな方にお聞きしたり、やらせて教えてくれということがあるのかもしれないんですが、実際に興味があってということで、どこにそういうことを教えてもらえばいいのかみたいな形で、ちょっと、本当にまったく困っているというか、相談したいというふうな雰囲気ございましたので、本当に気軽にそういうふうな機会もぜひ、今後も検討していただければなと思いますし、九戸の野菜が本当に評価をされているということを前にもお聞きしましたけれども、そういう発信も含めて、あの基幹産業がより充実していくような取り組みということを期待いたしまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（櫻庭豊太郎君） これで、10番、山下 勝君の質問を終わります。

これで日程第1、一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（櫻庭豊太郎君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。
なお、次の会議は、明日9月10日金曜日、午前10時から議案審議を行います。
本日は、これで散会いたします。
ご苦労さまでございました。

閉会（午後2時09分）